

「平成29年7月1日に思う」

行政職員でさえ普段あまり耳にしない「町村総会」という言葉が、にわかに話題になっています。これはある意味“地方(山村)の「深刻さ」を浮きぼりにしたものである”とも言えます。

地方自治法では、地方公共団体の長の役割を「当該地方公共団体を統轄し、これを代表すること。事務を管理し及びこれを執行すること」とし、議会の役割を「条例や予算など地方行政に関する事件を審議し議決すること」としています。そして「町村に限り、議会を置かずに有権者が議案を直接審議する総会を設けることが出来る」と定められています。

このほど高知県大川村の村長は、議会の存続を前提としつつも、村議会にかわる「町村総会」を設ける検討をはじめることとしました。同村議会議員の平均年齢は70歳を超えており、2019年に行われる村議会選挙への立候補者が足りなくなる事態に備えた策であるとしています。町村総会はこれまで、1951年に当時の東京都宇津木村（現八丈町）が設けた1例しかなく、この度の発言は私にとっても非常に衝撃的なものでした。

村長の本意がどこにあるのか定かではありませんが、議員の担い手不足が要因であるとしつつも、停滞気味の地方自治の活性化をねらい、自治のあり方を考えることを提案されたのでは、と私は推測します。現在本村が直面している課題ではありませんが、これを機に「政治のあり方」や「行政への関心」などについてそれぞれが考え、「自分たちの村は、自分たちで守る」ことの議論が深まる機会になればという思いです。